別表第十六　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（廃止措置として行うべき事項） **第四十三条の三**　法第四十三条の二十六の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によって汚染された物の廃棄及び第二十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 （廃止措置実施方針に定める事項） **第四十三条の三の二**　法第四十三条の二十六の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一　氏名又は名称及び住所 二　事業所の名称及び所在地 三　廃止措置の対象となることが見込まれる使用済燃料貯蔵施設及びその敷地 四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 五　廃止措置に係る使用済燃料による汚染の除去（使用済燃料による汚染の分布とその評価方法を含む。） 六　廃止措置において廃棄する使用済燃料によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄 七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等 九　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 十　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法 十一　廃止措置の実施体制 十二　廃止措置に係る品質保証計画 十三　廃止措置の工程 十四　廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第四十三条の三の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。） （廃止措置実施方針の公表） **第四十三条の三の三**　法第四十三条の二十六の四第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。 （廃止措置実施方針の見直し） **第四十三条の三の四**　使用済燃料貯蔵事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。 （廃止措置計画の認可の申請） **第四十三条の三の五**　法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　［略］ 二　事業所の名称及び所在地	（廃止措置として行うべき事項） **第四十三条の三**　法第四十三条の二十七第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によって汚染された物の廃棄及び第二十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 ［条を加える。］ ［条を加える。］ ［条を加える。］ （廃止措置計画の認可の申請） **第四十三条の三の二**　法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　［同上］ 二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地